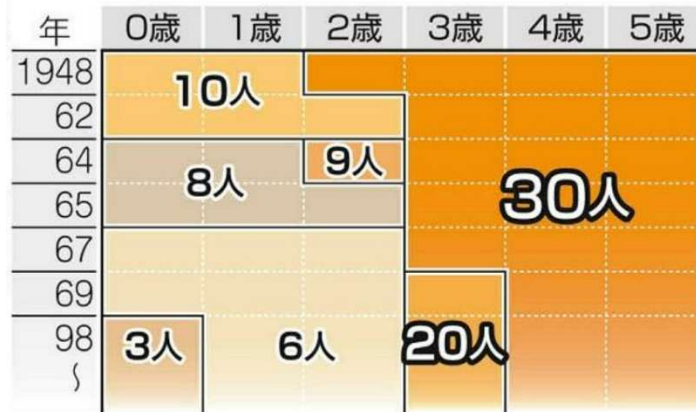


保育所における職員配置基準について

1 国の動向

- ・職員配置基準は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）の第33条で規定されている。
- ・保育士1人で受け持てる人数の変遷は、下表のとおり。



- ・「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）

1歳児 6 : 1 ⇒ 5 : 1

4・5歳児 30 : 1 ⇒ 25 : 1

民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善

を検討する。

2 配置基準の見直しで考えられる主なメリット

- ① 子ども達の身の危険や怪我から守りやすくなる
- ② 個々に寄り添った保育ができる
- ③ 保育士の負担が軽減される
- ④ 保育園の運営がスムーズになる
- ⑤ 保護者との信頼関係が築ける

【参考】葉山保育園の状況

(令和5年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
園児数	3	15	18	16	23	25	100
担任数	2	4	5	2	3	2	18
国基準	1	3	3	1	1	1	10

※手帳等は取得していないものの、たんぽぽ教室に在籍している児であったり、何かしらの特別な配慮が必要な児が各クラスに数名ずつ在籍していることなどから、国の配置基準よりも手厚い体制を取っているところ。